

協力雇用主に対する建設工事入札参加資格者格付における優遇措置

1. 協力雇用主に対する優遇措置の目的

無職の刑務所出所者等の再犯率は、有職の者と比べ高い傾向にあり、刑務所出所者等の再犯防止のためには、就労支援や雇用の確保が重要である。

法務省では、刑務所出所者等に対する就労支援を重要課題の一つとして位置付け、刑務所出所者等を雇用する協力雇用主を募集している。

近年、地方自治体の間で公共工事等の競争入札において、協力雇用主に対する優遇制度の導入が広がっており、近隣市においても入札制度において何らかの優遇を行う取り組みが進んでいることや、国からの協力依頼や池田地区保護司会からの要望を受けたことに鑑み、本市においても大阪保護観察所に登録している協力雇用主に対し、建設工事入札参加資格有資格者格付の際の評点に主観評点として加算する優遇措置を行うものである。

2. 優遇措置の内容

協力雇用主として、大阪保護観察所に登録し、その証明を受けた者について、建設工事選定格付の際の評点に主観評点として一律に10点を加算する。

3. 対象者

池田市入札参加有資格者（建設工事）として登録され、本市域内に本店又は支店を有する者とする。

4. 対象工種

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、総合評定値を有する全ての工種とする。

5. 申請書類の受付等

優遇措置の申請に必要な書類は、「建設工事入札参加有資格者格付における優遇措置申請書」及び「協力雇用主に関する証明願兼証明書」とし、契約検査課において申請を受付ける。

6. 申請期間

随時受付

7. 有効期間

当該措置は申請があった日の翌日（翌日が土・日曜日、祝休日の場合は翌平日）から、池田市入札参加資格の有効期限までとする。